

第 2 部 基本構想

第1章 甲州市の将来像

第1節 まちづくりの基本視点

序論を踏まえ、まちづくりの基本視点を以下のとおりに定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。

視点1 甲州市らしさを創造する、誇りうるまちづくりの視点

地域資源を活用した観光・交流による甲州市ならではの個性ある産業の創造と振興を進めるとともに、暮らしや人づくり、地域づくり、芸術・文化の振興など、多彩な「甲州市らしさ」を創造・発信し、誇りうるまちづくりを進めます。

視点2 人と自然が輝く、ふれあいのまちづくりの視点

自然との共生を基本に、環境を重視した持続可能な循環型の社会づくり、安全・安心なまちづくりを進めるとともに、だれもが健康を増進し元気になる、住んでみたい、住んでよかったと思えるふれあいのまちづくりを進めます。

視点3 市民との協働による、自立したまちづくりの視点

市民と行政がお互いの役割分担を明確にしながら、あらゆる分野において市民と行政との協働体制の強化を進めるとともに、これに基づく自立した自治体経営の確立、住民自治の地域づくりを進めます。

第2節 まちづくりの将来像

本市は、豊かな自然に包まれ、果樹園風景が広がり、果樹を中心とした農業が展開されています。さらに数多くの歴史資産と地域文化を有しています。こうした本市の特性を伸ばすため、基本視点である「甲州市らしさを創造する、誇りうるまちづくり」、「人と自然が輝く、ふれあいのまちづくり」、「市民との協働による、自立したまちづくり」を踏まえ、甲州市の魅力が輝き、多くの人を訪れ、住んでみたくなる、またすべての市民がずっと住み続けたくなるまちの実現を目指し、将来像を以下のとおり定めます。

豊かな自然 歴史と文化に彩られた 果樹園交流のまち 甲州市

「甲州市らしさを創造する、誇りうるまちづくり」

豊かな自然 歴史と文化に彩られた 果樹園交流のまち 甲州市

「人と自然が輝く、ふれあいのまちづくり」

「市民との協働による、自立したまちづくり」

また、本計画が、まちづくりの共通目標として幅広い層に親しまれ、多くの市民の参画・協働が得られるよう、計画の愛称を、

「甲州市まちづくりプラン」

と定めます。

第3節 将来像実現のための基本目標

将来像の実現に向けて、新たなまちづくりの基本目標（6つの施策の柱）を次のとおり設定します。

基本目標1 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

観光・交流を軸として農林業、商工業、地場産業の連携と豊かな自然や地域資源を最大限に活用し、地域産業の活性化に向けた「創意に満ちた活力ある産業のまちづくり」を進めます。

基本目標2 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり

少子高齢化が急速に進行する中、すべての市民が世代を超えて支え合いながら、住み慣れた地域で生涯にわたって健康に、生きがいを持って暮らすことのできる「健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり」を進めます。

基本目標3 快適で安心して暮らせるまちづくり

定住・交流の促進と市の新たな発展に向け、災害や犯罪、事故に対して不安のない、快適な暮らしを支える基盤の整った「快適で安心して暮らせるまちづくり」を進めます。

基本目標4 自然と共生する環境保全のまちづくり

豊かな自然を守り育てるとともに、市民・事業者・行政が連携し、環境保全に向けて行動する「自然と共生する環境保全のまちづくり」を進めます。

基本目標5 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

次代を担う人材を育成し、だれもがともに学ぶことのできる、甲州市らしい文化の創造に向け「心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり」を進めます。

基本目標6 ともにつくる参画と協働のまちづくり

市民と行政が協働した魅力ある地域づくりとともに地方分権に対応した自立した自治体経営の確立に向けて「ともにつくる参画と協働のまちづくり」を進めます。

第4節 将来人口の想定

住民基本台帳から人口推移をみると、平成12年では38,095人、平成17年では37,308人、平成24年では34,837人と減少傾向にあり、平成12年から平成24年の12年間に3,258人の減少を示しています。

これら過去の人口推移に基づき、コーホートセンサス変化率法（同時出生集団の一定期間における人口の変化率を計算し、その変化率が将来も変化しないと仮定して推計する方法）により人口推計を行った結果によると、本市の人口は今後も減少傾向で推移し、平成29年には32,790人になることが予測されます。

また、年齢階層別人口の推計結果をみると、年少人口（14歳以下）は平成17年の5,220人（14.0%）から平成29年には3,688人（11.2%）へ、生産年齢人口（15～64歳）についても平成17年の22,481人（60.3%）から平成29年には18,151人（55.4%）へ、人数、構成比率ともに減少することが予測されます。一方、老年人口（65歳以上）は平成17年の9,607人（25.8%）から平成29年には10,951人（33.4%）へ、人数、構成比率ともに上昇することが予測されます。

世帯数は、平成17年の12,752世帯から平成29年には13,799世帯と増加し、一世帯当り人数をみると、平成17年の2.93人から平成29年では2.57人と減少することが予測されます。

【人口の将来予測値】

（単位：人、%、世帯、人／世帯）

項目 \ 年	平成17年 (2005年)	平成24年 (2012年)	平成29年 (2017年)	年平均増減率	
				H17-H24	H24-H29
総人口	37,308 (100.0)	34,837 (100.0)	32,790 (100.0)	△1.19	△1.35
年少人口 (14歳以下)	5,220 (14.0)	4,393 (12.6)	3,688 (11.2)	△3.05	△2.58
生産年齢人口 (15歳～64歳)	22,481 (60.3)	20,382 (58.5)	18,151 (55.4)	△2.11	△1.98
老年人口 (65歳以上)	9,607 (25.8)	10,062 (28.9)	10,951 (33.4)	1.51	0.07
世帯数	12,752	13,202	13,799	0.90	△0.24
一世帯当り人数	2.93	2.64	2.38	-	-

※平成17年は実績値（10月1日現在住民基本台帳人口）。予測値は住民基本台帳人口に基づきコーホートセンサス変化率法による推計をもとに設定したものであり、10人及び10世帯単位としている。また、構成比率の合計は端数処理のため、100%を上下する場合がある。

第5節 土地利用の基本方針

土地は、将来にわたって限られた資源であるとともに、市民の生活や産業経済等のあらゆる活動の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は、まちの発展や市民生活の向上と深いかかわりを持ちます。

目指す将来像の実現に向けて、合理的、計画的なまちづくりが進められるよう、主要区域の土地利用にかかわる基本的な考え方を次のように定めます。

市街地型土地利用

公共施設や商店、住宅等が集積する人口集中区域については、拠点区域として位置づけ、道路網の整備充実をはじめ、公園等の生活環境・基盤整備を進めるとともに、商業サービス機能や行政拠点機能、教育・文化機能など多様な都市拠点機能の充実を進め、人々が集う魅力ある市街地環境の創出に努めます。

果樹園居住型土地利用

農業と共存する集落地域や住宅地については、生活道路や公園の整備、生活排水処理の充実を総合的に進めて農業環境・自然環境と共生する快適でゆとりある居住環境の創出に努め、定住の促進及び地域の活性化を図ります。

また、農用地については、農業生産基盤の一層の充実をはじめ、整備された優良農地の保全・活用、遊休・荒廃を防止・解消し、生産性の高い農業生産地として長期的な活用に努めるとともに、市の特色のひとつである果樹園景観の保全に努めます。

森林・自然型土地利用

森林については、将来にわたって適正に管理され、国土の保全や水源のかん養など森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の保全及び育成、治山対策の促進に努めます。

また、自然的土地利用を主とする地域で自然体験・交流に活用できる区域については、自然環境や景観を保全するとともに、レクリエーション・交流空間としての機能の維持・強化に努めます。

第2章 施策の大綱

第1節 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり

(1) 果樹・農林業

伝統的基幹産業である果樹を中心とした農業を将来にわたり維持発展させていくため、生産者、農業関係機関・団体、行政の連携を強化して、担い手の育成・確保、効率的な生産組織や集落営農体制の強化、農業経営の法人化の促進、6次産業化の推進等による経営体制の強化をはじめ、土地改良事業及びほ場整備、優良農地の保全、集出荷施設の整備、農道の整備、用排水施設の整備など農業生産基盤の充実や、深刻化している鳥獣被害対策の強化などに努めます。

さらに、農業関連廃棄物の適正な処理など環境保全に配慮した農業の促進に努めるとともに、農産物等の直売や学校給食との連携による地産地消への取り組みと情報網を活用した新たな販売網の構築などを推進します。

市域の8割を占める森林が将来にわたって適正に整備・管理されるよう、市森林整備計画による、林道網など生産基盤の整備、林業施業者の確保・育成を図り、森林組合等関係機関と連携し、県の森林環境税事業も取り入れながら林業再生と森林保全施策を促進します。

また、国土の保全や水源のかん養など森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、市民との協働のもと、里山の保全・利用をはじめ、レクリエーション、憩いの場としての活用など森林の保全と総合的利用に努めます。

(2) ワイン産業

「地域ブランド」であるワイン産業については、更なる品質向上とPRによってブランドイメージの強化を図ります。

また、日本のオリジナル品種である甲州種ぶどうの発祥地として、産地形成に向けた取り組みを推進するとともに、ワイン専用品種の栽培を支援します。

さらに、観光や文化面と結びつけたイベント等の開催など地域の活性化やイメージアップにつながる施策を展開します。

(3) 観光・交流

観光はこれからのまちづくりや産業振興をけん引する戦略的な産業であり、他産業や文化などの振興策と連携を図りながら、地域の自然や歴史、風土文化と地域産業が結びついた甲州市らしさを生かした観光の推進に努めます。

また、観光振興計画の策定のもと、地域資源を最大限に生かし、エリアごとの個性化、エコツーリズム*やグリーンツーリズム*、フットパスやトレッキングなどの体験型・着地型観光の振興、主要観光拠点の整備強化とネットワーク化、多様な媒体を活用した効果的な観光PR活動の強化、おもてなしの心の向上による受け入れ体制の強化など、多面的な取り組みを推進し、年間を通じた魅力ある地域として、市内外及び県外の人々との多様な地域間交流活動を促進し、交流人口の増加による地域の活性化を図ります。

(4) 商工業

市民への豊かな消費生活の提供とともに、定住を促進する活気に満ちた快適なまちづくりに向け、商工会等関係団体の育成強化に努めるとともに、これらと連携しながら、経営体質の強化や後継者の育成、地元商店街ならではの地域に密着したサービスの展開等を促進します。

また、市民及び企業等との協働のもと、にぎわいのある空間づくりに向けて商店街空き店舗対策など、既存商店街の活性化に向けた環境整備を推進します。

活力ある地域産業の形成と雇用の場の確保に向け、自然環境や地域の特性などに配慮しながら、企業誘致活動を積極的に展開するとともに、地域の人的、物的資源を活用した6次産業化の推進や農林業、観光との複合経営等、多様な分野における新たな起業の促進に努めます。

(5) 雇用・勤労者福祉対策

企業誘致や新たな産業振興など雇用機会の確保・拡充に努めるとともに、ハローワーク等関係機関との連携のもと、職業相談等の開催、職業訓練等の各種施策を広報し、若年労働者の地元就職、女性の雇用促進、シルバー人材センター事業への支援による高齢者の就労促進に努めます。

また、事業所への啓発等を通じて労働条件の向上や働きやすい環境づくりを促進するほか、女性や高齢者、障害者等の社会参加を促進するために雇用条件の向上に努めます。

* エコツーリズム：環境や社会的なものまで含めての生態系の維持と保護を意識した旅行、リクリエーション。

* グリーンツーリズム：農村での滞在体験。

第2節 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり

(1) 子育て支援

安心して子どもが産め、健やかに育ち、そして育成される地域社会の形成に向け、次世代育成支援地域行動計画に基づき、相談・教育・情報提供体制の充実、保育サービスの充実、施設整備や再編の検討、ファミリーサポート事業の推進、子育て支援のネットワークづくり、学童保育（放課後児童クラブ）の充実など地域における多様な子育て支援の環境づくりを図ります。

また、乳幼児期は基本的信頼関係や健康の土台が築かれる大切な時期であるため、妊娠期から出産、育児までの一貫した個別支援に重点を置いた乳幼児健診の充実、育児学級の開催など、親と子の健康の確保・増進に向けた施策の展開と、子育てサークル活動支援など、子どもを持つ親の交流や働きやすい環境づくり、地域見守り体制の確立、ひとり親家庭への支援の充実、関係機関と連携した児童虐待予防への対応など多面的な施策の展開を図ります。

(2) 健康づくり

市民一人ひとりの健康寿命*の延伸を図るため、第一次甲州市健康増進計画の策定のもと、総合的な健康教育・健康相談体制を確立し、市民の自主的な健康づくり活動や地域ぐるみの活動を推進します。

また、第2次甲州市食育推進計画に基づき、独自に取り組んできた「手ばかり」を中心とした「食育」を推進し、「食」からの健康づくりに取り組みます。

さらに、少子高齢化が進む中、子どもの健全な発育・発達に向けた母子保健事業の充実、生活習慣病予防、介護予防に向けた健診及び保健指導の充実、精神保健福祉の推進、感染症対策の推進など保健サービスの提供に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携を強化します。

(3) 医療

市民の医療サービスに対するニーズの高度化、多様化や救急医療ニーズの増大に対応されるよう、市立勝沼病院や市直営診療所の充実に努めるとともに、塩山市民病院をはじめ医師会等関係機関との協力・連携を強化し、診療内容の充実に努めます。

さらに、へき地医療体制の維持に努めるとともに、近隣自治体とも広域連携を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。

また、東山梨地区の関係機関と協力・連携して休日及び夜間の救急医療が適切に提供できるよう、救急医療体制の整備に努めます。

* 健康寿命：健康で自立して暮らせる期間。

(4) 地域福祉

すべての人が安心して暮らせる地域づくりに向け、甲州市地域福祉計画のもと、地域福祉の充実を図ります。

また、ノーマライゼーション*の理念の啓発・広報活動を推進し、市民の福祉意識の高揚を図ります。

さらに、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、ボランティア団体など各種団体の福祉活動を育成・支援するとともに、個人、事業者等がそれぞれの立場で地域福祉に貢献しやすい環境づくりに努めます。

(5) 高齢者施策

本格的な高齢社会が到来している中、地域で支え合いながら生きがいを持って高齢者が暮らせるまちづくりに向け、甲州市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防、在宅福祉等の各種保健福祉サービスの充実を図るとともに要介護・要支援の高齢者に対し、各種介護保険サービスの充実に努めます。

また、総合相談支援・権利擁護、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント等の機能を備えた地域包括支援センターを拠点に地域支援事業の推進を図ります。

さらに、シルバー人材センターの活用、老人クラブ活動等への支援を行い、高齢者の社会参加を促進する環境づくりを進めます。

(6) 障害者施策

障害者が地域で自立して安心して暮らせる環境づくりに向け、甲州市障害者計画(障害者基本計画・障害福祉計画)に基づき、相談支援の充実、障害者福祉サービスの充実、地域生活支援事業の実施など総合的な自立支援を図るとともに、障害者団体への支援、障害者関連施設の設置促進、就労機会の拡大や社会参加の促進に向けた施策の推進に努めます。

また、障害者が利用しやすい施設整備や道路整備など障害者にやさしいまちづくりを進めます。

(7) 社会保障

国民健康保険事業は極めて厳しい財政状況にありますが、健全化に向け、保健事業の推進や医療費適正化対策に努めます。

また、生活保護世帯の自立・就労支援に向け、関係機関との連携のもと、実情に応じた自立支援プログラムに沿った生活保護制度の適正な運用を図ります。

さらに、国民年金制度に関する広報・啓発活動や相談の充実に努め、制度についての正しい理解の浸透に努めます。

* ノーマライゼーション：障害者も健常者も等しく社会生活をするのが望ましいとする考え。

第3節 快適で安心して暮らせるまちづくり

(1) 土地利用

自然と調和した生活環境の確保と地域の均衡ある発展に向けて、国土利用計画（甲州市計画）の策定のもと、農業振興地域整備計画や土地利用関連法との総合的な調整を図りながら、計画的かつ弾力的な土地利用計画を推進します。

また、GIS*の利用を促進し、土地の適正かつ有効な活用に努めます。

(2) 市街地

市民ニーズに対応した魅力ある市街地の形成に向け、都市計画マスタープランの策定のもと、市民及び事業者、行政が一体となり、公園や緑地、道路網、良好な住宅地など計画的な整備配置に努めます。

また、市民と行政の連携による公園・緑地等の維持管理を促進する仕組みづくりを進めます。

(3) 景観形成

本市の特色である果樹園景観の保全と創造、調和のある都市景観の形成を図るため、市民の意識の高揚を図りながら、景観条例及び景観計画に基づき、景観保全地域の設定検討など、甲州市らしい、誇りとやすらぎのある地域を目指して、地域一体となった景観形成を進めます。

(4) 道路・交通網

市民の日常生活や経済活動、広域的な交流を支える基盤としての道路・交通網の整備に向け、中央自動車道、国・県道等幹線道路やフルーツライン等との連携や機能分担、市内地域の連携強化等に留意しながら、市内の道路の整備を計画的、効率的に進めます。

また、来訪者にわかりやすい標識等の付帯施設や歩道の整備を推進し、道路整備にあたっては、災害時の対応をはじめ、安全性の確保、バリアフリー化、環境・景観面に配慮した道路づくりを進めます。

さらに、市民の身近な移動手段確保のため、関係機関と連携し、地域循環バス、地域代替バス等の市民ニーズに即した効率的な運行を図るとともに、民間路線バス等の維持・確保に努めます。

* GIS : Geographic Information System。地理情報システム。位置や空間に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示できる高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

(5) 住宅・宅地

多様化する住宅ニーズへの対応と定住促進に向け、民間と連携して快適でゆとりある良質な住宅供給を検討していくとともに、定住につながる魅力的な住宅用地の確保・供給を推進します。

また、市営住宅については計画的な改修・整備を進めます。

さらに、首都圏に近接する立地条件を生かし、都市と地方の両方に住居を持ち、頻繁に行き来する「交流居住」施策を進めます。

(6) 地域情報化

情報通信技術を活用した市民生活の質的向上と地域社会の活性化に向けて、市内に整備されたケーブルテレビ網を活用し、暮らしに密着した様々な情報提供サービスの充実をはじめ、多様な分野における情報ネットワークの整備など情報格差のない市全体の情報化を推進します。

(7) 治山・治水

土砂災害や水害を未然に防ぐため、河川や排水路の整備、急傾斜地崩壊危険箇所等の整備を図るとともに、市民との協働による河川・排水路の維持管理及び保全、洪水土砂災害ハザードマップ*などによる市民の土砂災害への意識の高揚、森林の保水機能の向上など一体的な治山・治水対策の推進を図ります。

(8) 消防・防災

地震、風水害などあらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりの実現に向け、常備消防・救急体制の充実、消防団の活性化と装備の充実に努め、市民の防災意識の高揚や自主防災組織の育成、公共施設の耐震化、防災行政無線のデジタル化など防災施設の整備充実、孤立地域対策等地域防災計画に基づく防災体制の充実に努めます。

また、国民保護計画に基づいた、緊急時の対処措置などの体制整備を図ります。

(9) 交通安全・防犯

危険箇所の道路改良やカーブミラーなどの交通安全施設の整備促進、警察や関係団体等と連携した交通安全教育・啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚に努め、安全な地域社会づくりを推進します。

また、警察など関係団体等と連携した防犯体制を強化するとともに、市民の防犯意識の高揚に努め、犯罪のない安全な地域社会づくりを推進します。

* ハザードマップ：被害想定図。

(10) 消費者対策

生活様式の多様化、情報化、高齢化等の進展に伴い、契約、販売方法などに関する消費者問題が増加し、その内容も複雑多様化する中、県民生活センターなど関係機関と連携のもと、消費生活相談体制の充実や啓発活動の推進を図り、より安全で安心した消費生活が送れるよう自立する消費者の育成に努めます。

第4節 自然と共生する環境保全のまちづくり

(1) 環境保全

自然と共生するまちとして、環境基本計画に基づき、豊かな自然環境の保全をはじめ、公害や環境汚染防止に向けた取り組み、省エネルギーの推進など地球温暖化防止に向けた取り組み、新エネルギーの活用検討など環境負荷の少ない生活様式への取り組みなど、市民・事業者・行政が協働して環境保全に向けた取り組みを推進します。

また、森林の保全、緑化運動の促進など緑の保全に努めます。

さらに、不法投棄などの防止に向けた啓発活動や監視体制の充実に努めます。

(2) 環境衛生

循環型社会の形成に向けて、3R*を推進するため、ごみ分別の徹底のための啓発活動、リサイクル体制の充実などに努めるとともに、広域的連携を基本とした安定的なごみ収集・処理体制の確立を推進し、市民・事業者・行政が一体となったごみの適正処理の向上に努めます。

また、生活排水処理基本構想と一体となったし尿処理を推進します。

(3) 水道

安全で良質な水の安定供給を図るため、市民の生活様式及び生活環境の変化に伴う水需要増大への対応、災害への対応、施設の老朽化等を見据え、計画的かつ効率的な施設整備を行うとともに水道事業の健全運営に努めます。

(4) 下水・排水処理対策

豊かな自然を誇るまちとして、中小河川の水質保全と生活環境の向上のため、生活排水処理基本構想及び公共下水道基本計画に基づき、地域の実情に応じて公共下水道事業、浄化槽（合併処理）設置事業の推進に努めます。また、公共下水道整備済み地区における加入促進と設置された浄化槽の適正な維持管理に向け、市民の理解と協力のもと下水・排水処理対策を推進します。

* 3R：循環型社会の形成に向けた取り組みとして、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）の頭文字（R）を総称したものの。

第5節 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり

(1) 幼児・学校教育

幼児教育においては、保育所・幼稚園と連携した幼児教育機能の充実を図るため、情報の提供や相談体制の充実に努め、家庭における適切な親子関係、しつけなど、家庭や地域の教育力の強化を推進します。

義務教育においては基礎的・基本的な学力の向上、子どもたちが社会のルールや命の大切さを身につけ、個性や創造性を伸ばし、社会に貢献できる人間として成長することができるよう教育内容の一層の充実を図ります。

また、学校給食における食育や地産地消の推進、国際化や情報化、環境問題など社会変化に対応した取り組みなど、地域性を生かした特色ある教育・特色ある学校づくりを推進します。

さらに、不登校やいじめなど心の問題への対応、特別支援教育の充実など家庭や地域と連携して総合的な教育環境の向上に努めます。

学校施設については、耐震化をはじめ、老朽施設の対応、教材備品の充実に努めるとともに学校規模の適正化について検討します。

(2) 青少年健全育成

青少年を取り巻く状況が著しく変容する中、次世代を担う青少年の健全な育成を図るため、青少年育成市民会議を中心に家庭や学校、地域と連携をとりながら、地域活動への参加促進、体験学習の充実に努めます。

(3) 生涯学習

市民一人ひとりが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、甲州市教育振興基本計画に基づき、地域特性を生かした講座や世代に応じた講座など学習プログラムの充実、各関係団体の育成や自立的活動の支援、生涯学習活動に関する情報提供、芸術・文化の鑑賞や発表の機会の充実に努め、市民の芸術・文化活動の振興や読書活動の推進を図ります。

さらに、文化施設の充実・活用に努め、子どもから高齢者まであらゆる世代の誰もがいつでも学べる生涯学習の環境づくりを推進します。

(4) 生涯スポーツ

市民の健康に対する意識が高まっている中、それぞれの年齢、趣味、体力に応じた生涯スポーツ活動を行うことができる環境づくりに向け、体育協会や各種スポーツ団

体・クラブの育成・支援、指導者の育成・確保、スポーツ大会の充実などに努めるとともに、総合型地域スポーツクラブ*の育成を図ります。

また、既存のスポーツ・レクリエーション施設の充実及び有効活用を図ります。

（５）地域文化

地域の貴重な文化遺産については、有形、無形を問わず調査・保存を進めます。

また、暮らしの中に息づく地域の歴史や文化的遺産、伝統芸能の振興と継承に向け、地域に根ざした芸術・文化活動の支援に努めるとともに、芸術・文化の鑑賞や発表の機会の充実に努めます。

* 総合型地域スポーツクラブ：地域において子どもから高齢者まで様々なスポーツ活動を行うことができるスポーツ団体。

第6節 ともにつくる参画と協働のまちづくり

(1) 協働のまちづくり

市民と行政がそれぞれの役割と責任を持って、ともに関わり合いながら、協働してまちづくりの課題解決に取り組む体制づくりに向けて、区長会等との連携を強化するとともに、協働のまちづくり推進の基本となる自治基本条例の制定を検討します。

さらに、多様な市民活動団体やボランティア、NPO*の育成・支援や、国内外の友好都市交流など人と地域のネットワークづくりを推進します。

また、広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビなどを活用した広聴・広報活動を一層充実させ、市が設置する各種審議会等の会議の内容を公表するなど行政からの積極的な情報提供に努め、協働に向けた市民と行政の情報共有を図ります。

各種計画策定における委員の一般公募やパブリックコメント制度*を推進し、市民の政策形成過程に参画する体制づくりを強化します。

(2) 地域活動

地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、若年層の流出や急速な高齢化による基本的なコミュニティ機能の低下が懸念されている中、自主的なコミュニティ活動の活性化と地域からのまちづくりに向け、交通安全・防犯や防災、地域福祉など様々な課題に対応する市民主体のコミュニティ活動の支援、コミュニティ活動に必要な情報の提供などを図ります。

また、活動の拠点となる集会所等の施設整備・充実を図るとともに市有建物の有効活用を促進します。

(3) 男女共同参画・人権の尊重

男女がともに輝く男女共同参画社会の実現に向け、甲州市男女共同参画プランに基づき、市民への意識啓発を推進するとともに、政策・方針決定の場への女性の登用、家庭、学校、地域、職場等における男女平等、女性が仕事と家庭・地域生活を両立しやすい環境づくり、DV*など女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境整備、様々な分野における女性の参画の拡大を図り、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに努めます。

また、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別や偏見をなくし、す

* NPO : Non Profit Organization。民間非営利組織。

* パブリックコメント制度 : 政策を計画決定する過程で、原案を公表し、市民の意見を求め、それに考慮して決定する制度。

* DV : Domestic Violence。配偶者等からの暴力。

すべての市民が平等に尊重され、一人ひとりが人権に対する理解と認識を深めていくことに努めます。

(4) 自治体経営

地方分権の推進等、自治体を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、限られた資源（人・物・財源）による効率的な自治体経営の推進を図るため、あらゆる分野にわたる経費の見直しや自主財源の確保を図ることはもとより、行政改革大綱（改革推進プログラム）に基づき、行政評価システムの導入による目標管理型の行政運営体制の確立、人事評価制度の充実、職員の定員管理、適正配置、能力向上など、新たな制度の導入や体制づくりに取り組みます。

また、情報化による行政サービスの迅速化や利便性の向上、連結バランスシート*の作成等財政状況の分析・公表など、市民との情報共有のもと、コストとサービスのバランスを考えながら、市民の納得度が高まる行政サービスの提供を図ります。

さらに、広域で行うことにより効率化が図られる分野では共同事務処理の推進を図るとともに、新たな広域行政課題については、広域連携のあり方及び共同処理の可能性を検討します。

また、市有建築物は、すでに建設から長期間を経過した割合が高くなってきています。市有建築物の長寿命化による施設の計画的な修繕計画を策定するなどとともに、多目的利用や統廃合及び廃止も検討します。

* 連結バランスシート：自治体および行政サービスを行う関連団体を含め財政状況の全体像をまとめた（連結した）貸借対照表。